

令和7年度 第1回 広島県最低賃金専門部会 資料目次

資料 No. 1 広島県最低賃金専門部会委員名簿(令和7年度)

資料 No. 2 令和7年最低賃金に関する実態調査の概要

P. 1

広島地方最低賃金審議会
広島県最低賃金専門部会 委員名簿

令和7年度

広島労働局

令和7年7月30日任命

区分	氏名	現職
公益代表	岡田 行正	広島修道大学 教授
	酒井 朋子	税理士
	村上 恵子	県立広島大学 教授
労働者代表	佐崎 吉宏	日本基幹産業労働組合連合会 広島県本部 事務局長
	橋本 聡	日本労働組合総連合会広島県連合会 副事務局長
	林 秀彦	JAM山陽広島県連絡会 事務局長
使用者代表	木村 康宏	広島県経営者協会 専務理事
	蔵田 秀和	広島県中小企業団体中央会 専務理事
	長谷川 信男	広島県商工会連合会 専務理事

(注) 各側50音順

令和7年

最低賃金に関する実態調査の概要

広島労働局

【令和7年7月24日作成】

令和7年

最低賃金に関する実態調査の概要

資料目次

最低賃金に関する実態調査の概要について	P 3
統計用語について	P 4
令和7年地域別最低賃金対象産業における規模別未満率、未満労働者数	P 6
令和7年地域別最低賃金対象産業における規模別中位数、平均賃金額	P 7
規模別賃金分位数と対前年増減率の推移	P 8
令和7年賃金分布図(グラフ)	P 9
1.賃金分布図【全労働者】	
2.賃金分布図【一般労働者】	
3.賃金分布図【パート労働者】	
全国と広島県の地域別最低賃金額、未満率及び影響率の推移	P 12
全国と広島県の地域別最低賃金額及び影響率の推移	P 13
令和7年広島県地域別最低賃金額の引上げ試算表	P 14
広島県地域別最低賃金額の推移(平成2年度～)	P 15

最低賃金に関する実態調査の概要について

1 調査の目的

この調査は、労働者の賃金の実態を把握し、広島県最低賃金及び特定(産業別)最低賃金の改正のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の範囲

(1) 地域

広島県全域

(2) 産業

日本標準産業分類(平成25年10月改定)に基づく製造業、新聞業、出版業、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業である。

(3) 事業所

製造業及び新聞業、出版業については1~99人、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業(他に分類されないもの)については1~29人の民営事業所のうちから、「令和3年経済センサス(令和4年次フレーム)」に基づく規模、地域、業種別の母集団事業所から無作為に抽出した事業所である。

(4) 労働者

前号の事業所に雇用される労働者のうち、1~29人の事業所については全労働者、労働者30~99人の事業所については2分の1の労働者を調査範囲とした。

3 調査の時期及びその方法

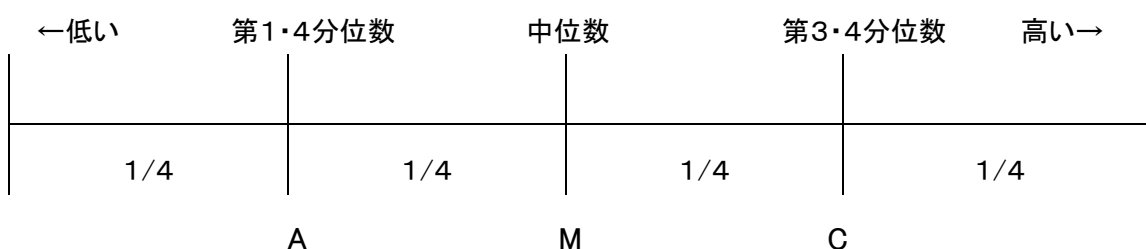
調査方法は、通信調査又はオンライン調査とし、令和7年6月分の賃金等について5~6月に実施した。

統計用語について

1 分位数、中位数とは

数値の集まり(分布)があるとき、数値を低いものから高いものへと順に並べて、低い方からみて全体の20分の1、10分の1、4分の1などの境界に当たる数値を当該分布の第1・20分位数、第1・10分位数、第1・4分位数と呼び、2分の1(即ち中央)に当たる数値を当該分布の中位数と呼びます。

例:



中位数は、数値を順に並べたとき、数値の合計が奇数であれば、ちょうど真ん中の数を、合計が偶数であれば、 $(n \div 2)$ 番目と $(n \div 2 + 1)$ 番目の値の算術平均ということになります。

中位数の利点は、賃金分布のような左右対称でない分布でも、中位数以下の人が全体の半分、中位数以上の人も半分となるので、分布の標準的な数値という意味において算術平均より利用しやすい数値となる点です。

2 分布範囲とは

分布範囲とは、分布の最も大きい値と最も小さい値の差をとったものです。

この方法は簡単に計算できますが、極端に高い値や低い値があると、その影響が現れてしまう欠点があります。

3 分位偏差とは

分布における低い値の代表を第1・4分位数、高い値の代表を第3・4分位数として分布の拡がりをみたものが4分位偏差です。

中位数を中心として、第1・4分位数と第3・4分位数の範囲に分布の半分が入っていることとなります。

4分位偏差を数式にすると、次のとおりとなります。

$$Q = (C - A) / 2$$

Q: 4分位偏差 A: 第1・4分位数 C: 第3・4分位数

4 分散係数とは

分位偏差が等しくても、平均賃金が高い企業と低い企業とでは、分位偏差に対する評価が異なってきます。

中位数が30万円に対する4分位偏差5万円と、中位数20万円に対する4分位偏差5万円とでは、分布に対する評価を同じとする訳にはいかないでしょう。

賃金分布を評価する際は、中位数に対する分散度の大きさが一般的には重要となります。その要素を加味したものが分散係数です。

分散係数を、前述の分位偏差から出す数式は次のとおりです。

$$4分位分散係数 = (C - A) / 2M$$

(分散係数は偏差係数ともいわれます。)

A: 第1・4分位数 C: 第3・4分位数 M: 中位数

5 未満率、影響率とは

未満率とは、現在、決定されている最低賃金を下回っている労働者の割合をいいます。影響率とは、最低賃金を改定した場合、その改定後の最低賃金を下回ることになる労働者の割合をいいます。

令和7年地域別最低賃金対象産業における規模別未満率、未満労働者数

	未満率	未満労働者数
	%	人
規模計	1.8	6,521
規模(1～9人)	3.3	5,200
規模(10～29人)	0.6	1,160
規模(30～99人)	0.6	161

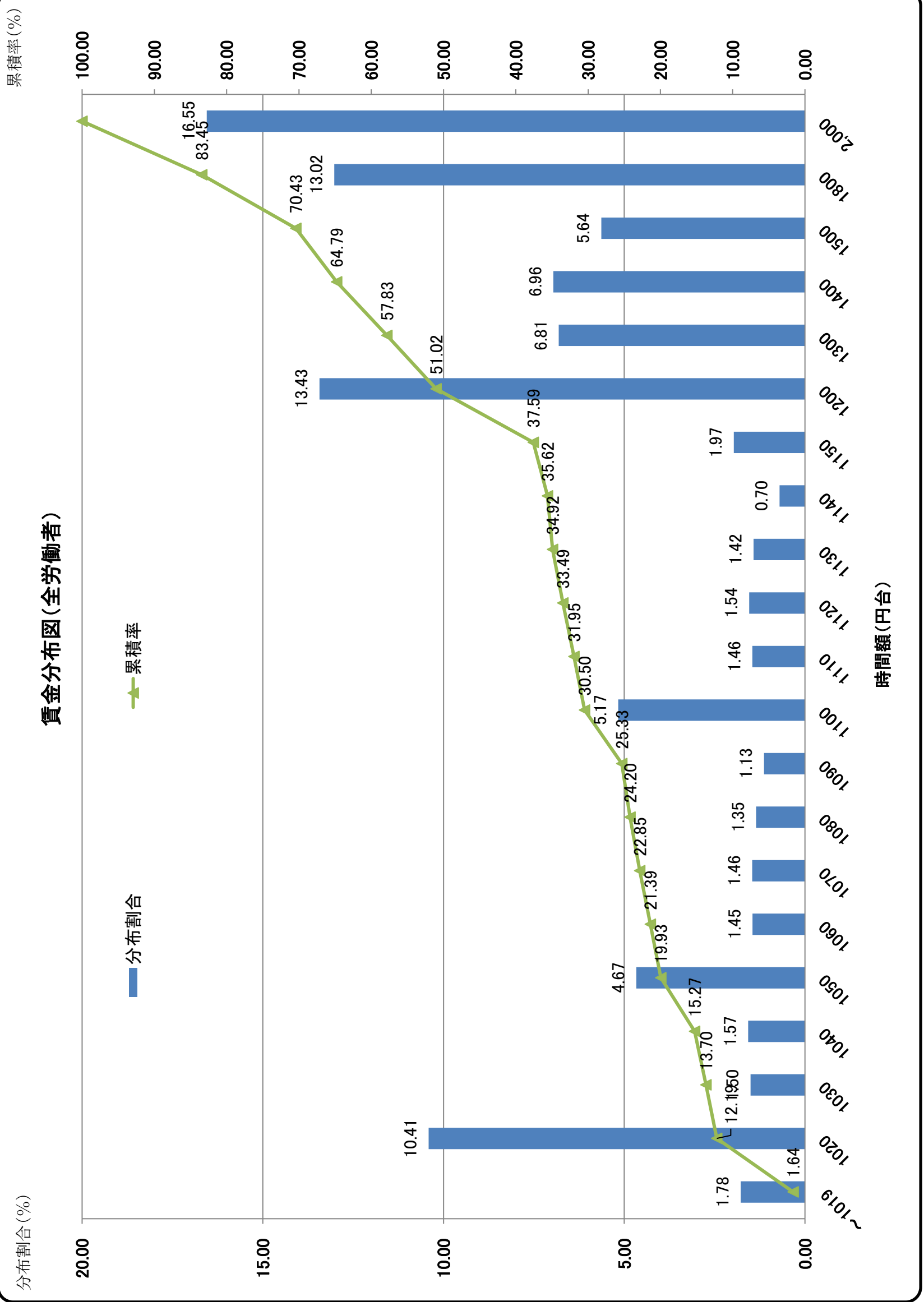
全労働者数	366,465
-------	---------

資料出所：広島労働局「令和7年最低賃金に関する実態調査結果」

令和7年地域別最低賃金対象産業における規模別中位数、平均賃金額

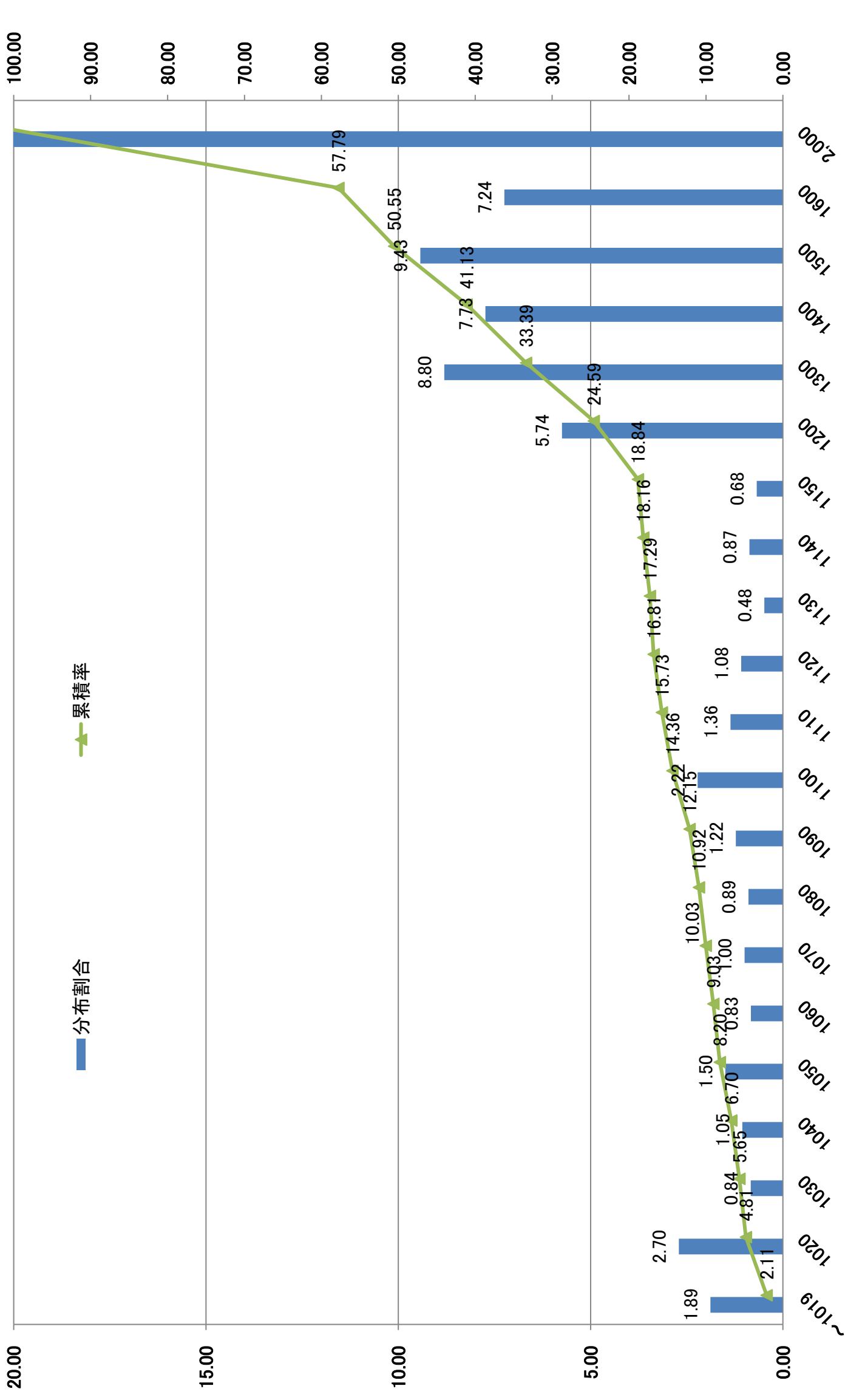
	中位数	時間当たり平均賃金額
規模計	円 1,283	円 1,543
規模(1~9人)	1,272	1,570
規模(10~29人)	1,270	1,519
規模(30~99人)	1,460	1,537

資料出所：広島労働局「令和7年最低賃金に関する実態調査結果」



累積率(%)

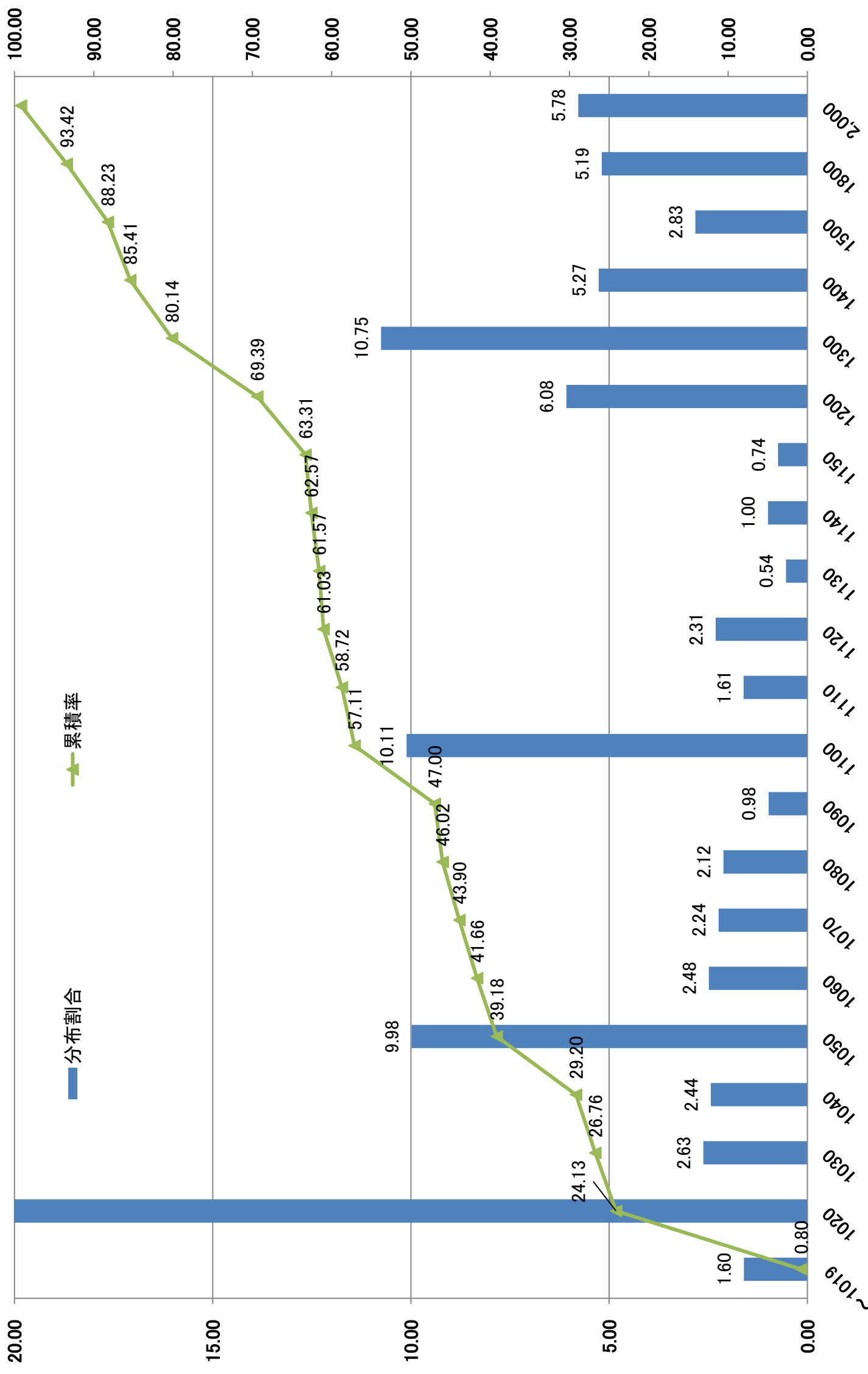
賃金分布図(一般労働者)



分布割合 (%)

累積率 (%)

賃金分布図(パート労働者)



分布割合 (%)

時間額(円台)

全国と広島県の地域別最低賃金額、未満率及び影響率の推移

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
地域別最低賃金(円) 《加重平均》	780	798	823	848	874	901	902	930	961	1004	1055
全国	2.0	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7	1.8	1.9	1.8
影響率(%)	7.3	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2	19.2	21.6	23.2
未満率(%)	1.6	1.4	1.6	1.3	1.5	1.7	1.5	1.7	1.6	1.6	1.7
Bランク	5.2	6.0	8.6	9.8	12.3	14.2	3.4	14.9	18.9	20.5	23.5
地域別最低賃金(円)	750	769	793	818	844	871	871	899	930	970	1020
広島県	1.7	1.0	1.4	1.0	1.3	2.5	2.2	2.6	1.6	2.5	1.6
影響率(%)	7.8	7.7	7.3	11.9	9.6	13.1	2.2	13.8	20.1	20.5	24.1

資料出所：全国及びBランクの数値：厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（平成26年度～令和6年度）

広島の数値：広島労働局「最低賃金に関する実態調査」（平成26年度～令和6年度）

- (注) 1 地域別最低賃金額(以下、単に「最低賃金額」という)は、全国加重平均である。
- 2 「未満率」とは、最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者の割合をいう。
- 3 「影響率」とは、最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合をいう。

全国と広島県の地域別最低賃金額及び影響率の推移

年 度	広 島		全 国		Bランク
	改定後の最低賃金額	影響率(%)	改定後の最低賃金額	影響率(%)	影響率(%)
2年	498	3.2	516	4.5	
3年	525	3.1	542	3.5	
4年	545	2.6	565	2.9	
5年	564	1.4	583	2.1	
6年	577	1.4	597	2.1	
7年	591	1.7	611	1.9	
8年	604	1.6	623	2.1	
9年	615	2.4	637	2.0	1.9
10年	627	2.3	649	2.1	1.7
11年	633	1.8	654	1.9	1.6
12年	638	1.8	659	1.9	3.3
13年	643	1.7	663	1.8	1.5
14年	644	1.3	663	1.9	2.1
15年	644	1.5	664	1.6	1.4
16年	645	1.2	665	1.5	1.1
17年	649	0.7	668	1.6	1.3
18年	654	1.3	673	1.5	1.3
19年	669	2.5	687	2.2	1.9
20年	683	2.2	703	2.7	2.8
21年	692	2.3	713	2.7	1.9
22年	704	4.8	730	4.1	3.2
23年	710	4.4	737	3.4	2.9
24年	719	4.1	749	4.9	3.1
25年	733	6.9	764	7.4	5.4
26年	750	7.8	780	7.3	5.2
27年	769	7.7	798	9.0	6.0
28年	793	7.3	823	11.1	8.6
29年	818	11.9	848	11.9	9.8
30年	844	9.6	874	13.8	12.3
令和元年	871	13.1	901	16.3	14.2
令和2年	871	2.2	902	4.7	3.4
令和3年	899	13.8	930	16.2	14.9
令和4年	930	20.1	961	19.2	18.9
令和5年	970	20.5	1004	21.6	20.5
令和6年	1020	24.1	1055	23.2	23.5

- (注) 1 資料出所：毎年の厚生労働省及び広島労働局の「最低賃金実態調査」による。
 2 「影響率」とは、最低賃金を改定した場合に、改定後の最低賃金額を下回る労働者の割合を指す。
 3 全国の最低賃金額は、加重平均である。
 4 広島県は、平成12年度にCランクからBランクに変更された。

令和7年広島県地域別最低賃金額の引上げ試算表

【一般労働者+パート労働者】

【一般労働者】

【パート労働者】

引上げ額	引上げ率	時間額	影響率	(影響を受ける)労働者数	影響率	(影響を受ける)労働者数	影響率	(影響を受ける)労働者数	
(円)	(%)	(円)	(%)	(累計・人)	(%)	(累計・人)	(%)	(累計・人)	
【現行】		1020	1.8	6,521	1.9	4,328	1.6	2,194	
1	0.09	1021	12.2	44,681	4.6	10,535	24.9	34,146	
2	0.20	1022	12.3	45,021	4.7	10,839	25.0	34,181	
3	0.29	1023	12.4	45,403	4.9	11,222	25.0	34,181	
4	0.39	1024	12.4	45,540	4.9	11,323	25.0	34,216	
5	0.49	1025	12.4	45,540	4.9	11,323	25.0	34,216	
6	0.59	1026	12.6	46,202	5.0	11,573	25.3	34,630	
7	0.69	1027	12.6	46,276	5.1	11,647	25.3	34,630	
8	0.78	1028	12.7	46,423	5.1	11,793	25.3	34,630	
9	0.88	1029	12.7	46,551	5.2	11,844	25.3	34,707	
10	0.98	1030	12.7	46,558	5.2	11,851	25.3	34,707	
11	1.08	1031	13.7	50,195	5.4	12,454	27.6	37,741	
12	1.18	1032	13.8	50,697	5.6	12,820	27.7	37,878	
13	1.27	1033	14.0	51,168	5.8	13,240	27.7	37,928	
14	1.37	1034	14.0	51,273	5.8	13,240	27.8	38,032	
15	1.47	1035	14.1	51,529	5.9	13,496	27.8	38,032	
16	1.57	1036	14.2	51,895	5.9	13,496	28.0	38,399	
17	1.67	1037	14.2	52,020	5.9	13,567	28.1	38,453	
18	1.76	1038	14.3	52,524	6.1	14,006	28.1	38,517	
19	1.86	1039	14.3	52,524	6.1	14,006	28.1	38,517	
20	1.96	1040	14.3	52,539	6.1	14,021	28.1	38,517	
21	2.06	1041	15.3	55,952	6.5	14,874	30.0	41,078	
22	2.16	1042	15.4	56,541	6.7	15,642	30.0	41,078	
23	2.25	1043	15.5	56,670	6.7	15,462	30.1	41,207	
24	2.35	1044	15.5	56,817	6.8	15,610	30.1	41,207	
25	2.45	1045	15.7	57,534	6.8	15,655	30.6	41,897	
26	2.54	1046	15.8	57,815	6.9	15,886	30.6	41,929	
27	2.64	1047	15.8	57,963	7.0	16,034	30.6	41,929	
28	2.74	1048	15.9	58,185	7.1	16,256	30.6	41,929	
29	2.84	1049	15.9	58,441	7.2	16,448	30.7	41,993	
30	2.94	1050	16.0	58,622	7.2	16,503	30.8	42,119	
31	3.04	1051	19.9	73,053	8.0	18,307	40.0	54,747	
32	3.14	1052	20.0	73,255	8.1	18,508	40.0	54,747	
33	3.24	1053	20.1	73,500	8.1	18,617	40.1	54,884	
34	3.33	1054	20.1	73,713	8.1	18,684	40.2	55,030	
35	3.43	1055	20.2	73,900	8.2	18,766	40.3	55,134	
36	3.53	1056	20.3	74,499	8.3	19,021	40.5	55,479	
37	3.63	1057	20.3	74,499	8.3	19,021	40.5	55,479	
38	3.73	1058	20.4	74,725	8.3	19,125	40.6	55,600	
39	3.82	1059	20.4	74,725	8.3	19,125	40.6	55,600	
40	3.92	1060	20.5	75,306	8.5	19,536	40.7	55,711	
41	4.02	1061	21.4	78,369	8.8	20,220	42.5	58,149	
42	4.12	1062	21.5	78,908	9.0	20,632	42.6	58,277	
43	4.22	1063	21.6	79,323	9.1	20,980	42.6	58,344	
44	4.31	1064	21.7	79,387	9.1	20,980	42.7	58,408	
45	4.41	1065	21.7	79,387	9.1	20,980	42.7	58,408	
46	4.51	1066	21.7	79,525	9.2	21,034	42.7	58,491	
47	4.61	1067	21.9	80,406	9.5	21,916	42.7	58,491	
48	4.71	1068	22.0	80,634	9.6	22,143	42.7	58,491	
49	4.80	1069	22.0	80,634	9.6	22,143	42.7	58,491	
50	4.90	1070	22.0	80,710	9.7	22,219	42.7	58,491	
51	5.00	1071	22.8	83,720	9.8	22,505	44.7	61,215	
52	5.10	1072	23.0	84,263	10.0	22,875	44.8	61,388	
53	5.20	1073	23.1	84,522	10.0	23,052	44.9	61,471	
54	5.29	1074	23.1	84,571	10.1	23,100	44.9	61,471	
55	5.39	1075	23.2	84,844	10.1	23,213	45.0	61,632	
56	5.49	1076	23.2	85,052	10.1	23,269	45.1	61,782	
57	5.59	1077	23.3	85,353	10.2	23,492	45.2	61,861	
58	5.69	1078	23.3	85,361	10.2	23,499	45.2	61,861	
59	5.78	1079	23.3	85,505	10.2	23,499	45.3	62,006	
60	5.88	1080	23.4	85,931	10.4	23,821	45.4	62,110	
				全労働者数	366,465	全労働者数	229,529	全労働者数	136,936

(注) 資料出所: 広島労働局「令和7年最低賃金実態調査」 14

広島県地域別最低賃金額の推移(平成2年度～)

年 度	時 間 額 (円)	日 額 (円)	引上額(円)	引上率(%)	発効年月日
平成2年度	498	3,979	23	4.84	H2.10.14
平成3年度	525	4,180	27	5.42	H3.10.21
平成4年度	545	4,359	20	3.81	H4.10.24
平成5年度	564	4,496	19	3.49	H5.10.16
平成6年度	577	4,605	13	2.30	H6.10.5
平成7年度	591	4,712	14	2.43	H7.10.5
平成8年度	604	4,812	13	2.20	H8.10.1
平成9年度	615	4,920	11	1.82	H9.10.1
平成10年度	627	5,012	12	1.95	H10.10.1
平成11年度	633	5,059	6	0.96	H11.10.1
平成12年度	638	5,104	5	0.79	H12.10.1
平成13年度	643	5,142	5	0.78	H13.10.1
平成14年度	644	—	1	0.16	H14.10.1
平成15年度	644	—	0	0.00	H14.10.1
平成16年度	645	—	1	0.16	H16.10.1
平成17年度	649	—	4	0.62	H17.10.1
平成18年度	654	—	5	0.77	H18.10.1
平成19年度	669	—	15	2.29	H19.10.28
平成20年度	683	—	14	2.09	H20.10.26
平成21年度	692	—	9	1.32	H21.10.8
平成22年度	704	—	12	1.73	H22.10.30
平成23年度	710	—	6	0.85	H23.10.1
平成24年度	719	—	9	1.27	H24.10.1
平成25年度	733	—	14	1.95	H25.10.24
平成26年度	750	—	17	2.32	H26.10.1
平成27年度	769	—	19	2.53	H27.10.1
平成28年度	793	—	24	3.12	H28.10.1
平成29年度	818	—	25	3.15	H29.10.1
平成30年度	844	—	26	3.18	H30.10.1
令和元年度	871	—	27	3.20	R1.10.1
令和2年度	871	—	0	0.00	R1.10.1
令和3年度	899	—	28	3.21	R3.10.1
令和4年度	930	—	31	3.45	R4.10.1
令和5年度	970	—	40	4.30	R5.10.1
令和6年度	1020	—	50	5.15	R6.10.1